

# 『北見市いきいきふれあいサロン助成事業』実施要項

## 1. 目的

この事業は、高齢者、障がい者、子育て世帯など、日々の生活に寂しさや不安を感じている方々が「いきいきふれあいサロン助成事業」によって、「仲間づくり」や「生きがいつくり」につなげることを目的とする。

また、同じ地域に暮らす住民同士が、ともに生活の基盤としている身近な地域において、日常的な交流や親睦を図るサロンを設置・運営することによって、ともに支えあい、安心・安全・福祉のまちづくり活動を推進する。

## 2. 事業概要

北見市が上記の目的を達成するため、北見市地域福祉推進事業委託の一環として、受託者（社会福祉法人北見市社会福祉協議会）が実施するものである。

## 3. 実施主体

サロンの実施主体は、原則として居住している地域を基盤に活動する町内会や女性団体、ボランティア団体等とする。

- 1) 営利を目的としない団体であること。
- 2) 特定の政党、宗教団体でないこと。
- 3) 当該地域の老人クラブでないこと。

## 4. 参加者

サロンは、前項に述べた実施主体の活動地域に居住する「高齢者」「障がい者」「子育て世帯」などの各種別参加者を対象に実施するものとし、参加者には運営に協力する地域ボランティアを含むものとする。

なお、町内会が実施主体の場合には、町内会員に関わらず受け入れるものとする。

## 5. 企画運営

実施主体は第4項に定める参加者と運営に協力する地域ボランティアが互いに協力し、企画・運営にあたるものとする。

## 6. 内容

サロンは、次の各号に掲げる要件を備え、参加者が相互に交流を図りながら、対象者の社会参加やふれあい交流をとおして、「仲間づくり」や「生きがいつくり」につながる活動とする。

### 1) 人数

第4項に定める参加者のうち、地域ボランティアを除いた各種別の参加者に（「高齢者」「障がい者」「子育て世帯」）5名以上の登録があることとする。

### 2) 回数

おおむね月1回以上の開催を目標とする。

### 3) 場所（会場）

実施主体や参加者等の自宅、地域会館、住民センター、公民館その他公共施設及び団地や集合住宅の集会室等とし、原則として参加者が歩いて集まることができ、（但し、歩いて集まることができない地域の場合には、この限りではない）継続的な開催が可能な場所とする。

### 4) 活動内容

A型 特定の趣味や娯楽をとおして、参加者と地域ボランティアが楽しく過ごす活動

B型 茶話会やレクレーション、交流行事、軽運動などをおして、参加者と地域ボランティアが楽しく過ごす活動

5) その他

- ① 福祉や介護予防、健康、防災、防犯などの研修会や学習会を2回以上実施すること。
- ② 地域住民へ幅広く周知・募集し受け入れること。
- ③ 近隣住民に対して、地域のボランティアや参加者を募ること。

7. ボランティア保険（ふれあいサロン専用保険）

サロンの実施主体メンバーは、活動中の事故に備えてボランティア保険に加入するものとする。（但し、団体で独自の保険に加入されている場合はこの限りではない。）

8. 助成金

1) 助成区分

活動内容により、助成金額の上限は下記の2種類とする。

A型 実施回数により、18,000円～30,000円とする。（別表第1）

B型 実施回数により、30,000円～50,000円とする。（別表第2）

2) 対象経費

助成金の対象は、会場費・材料費・消耗品費・講師謝礼等の活動経費とする。

3) その他

- ① 助成金は、単年度の取り組みに対してのものとする。
- ② 助成金は、事業終了後に提出する報告書類を精査し、執行状況により返還を命じることがある。収支決算書により、総事業費から補助対象外経費を差し引いた補助対象経費が助成金額を下回る場合に生じる残余金は返還するものとする。

9. 申請方法等

1) 申請

助成金を希望する団体の代表者は、サロンの実施前に「事業申請書」「事業活動計画書」「収支予算書」を北見市社会福祉協議会に提出しなければならない。

2) 報告

事業終了後、速やかに「事業報告書」「収支決算書」「その他報告書類」を北見市社会福祉協議会に提出しなければならない。

3) 会計の扱い

助成金は、サロン名による単独口座により執行・管理しなければならない。

別表第1（第8項関係）

A型	実施回数	助成額
	12回	18,000円
13～15回	21,000円	
16～19回	24,000円	
20～23回	27,000円	
24回以上	30,000円	

別表第2（第8項関係）

B型	実施回数	助成額
	12回	30,000円
13～15回	35,000円	
16～19回	40,000円	
20～23回	45,000円	
24回以上	50,000円	

附則

- 1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。